### 建設水道常任委員会

平成25年9月13日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

### 1. 出席委員

 ◎飯髙 昭二
 ○辻 善次
 中川 靖広

 紀 良治
 小野 隆雄
 木澤 正男

木田 守彦

中西 議長

### 2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 副 町 長 池田 善紀 総 務 部 長 乾 都市建設部長 藤川 岳志 善亮 同課長補佐 建設課 猪川 恭弘 長 川端 伸和 同課長補佐 岡村 智生 観光産業課長 清水 修一 同課長補佐 都市整備課長 手塚 仁 井上 貴至 同課長補佐 関口 修 上下水道部長 谷口 裕司 上下水道課長補佐 下水道課長 上田 俊雄 上埜 幸弘 同課長補佐 井戸西豊

#### 3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 大塚 美季

### 4. 審查事項

別紙の通り

開会(午前9時00分)署名委員 辻委員、中川委員

委員長

みなさんおはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより建設水道常任委員会を 開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、辻委員、中川委員のお二人を指名いたします。両委員に はよろしくお願いをいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておるとおりでございます。初めに、本会議からの付託議案についてであります。

(1) 認定第2号 町道認定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 川端建設課長。

建設課長

それでは、認定第2号 町道認定についてご説明申しあげます。 まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

建設課長

それでは、次ページをご覧いただきますでしょうか。前回の事前委員会で詳細についてご説明申しあげさせていただいておりますので、今回、路線名及び起終点の位置をお示しし、説明とさせていただきます。

認定に付すべき路線といたしまして、整理番号1番、町道4061号線でございます。斑鳩町龍田南4丁目509番1先を起点といたしまして、同所495番25先を終点とする151.3mの道路でございます。次に、整理番号2番、町道4062号線でございます。斑鳩町服部2

丁目109番12先を起点といたしまして、同所109番18先を終点とする101.4mの道路でございます。

以上2路線が、認定第2号 町道認定についてのご説明とさせていた だきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおり認定いただきま すようお願い申しあげます。以上です。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けをいたします。 小野委員。

小野委員

今更ながらというような質問になるかなと思うんですが、町道認定す るということの意義っていいますかね、定義、それらについて、以前は やはり道路網の整理ということで、公道から公道に接してなかったらだ めやというような意見で推移してきた当時もあったんですね。そういう 時に、斑鳩町にはミニ開発が多いので、行き止まりのそういう道路につ いては、そういう要素がないので認定できないということで、その地域 の方からは道路やと思っている。だから、舗装が壊れてきた時に、補修 してくださいというような要望もたくさん上がってきている。公衆用道 路には違いないんですが、そしたらこちらとしては、やっぱり財政的な ことがありますので、そういう定義を盾にっていうんですかね、説明し て、それらを拒んできたという経緯もあったんです。だけど、いろいろ 議会からの要請もあり、それで、やっぱり住民のためだということで、 条件が整えば、例えば位置指定道路とか、そういう権利関係も整理でき れば町道認定しましょうと。今回も整理番号2番で、4062号という のはそういう例なんですけどね。まあ、1番のほうはそうして公道から 公道へ接して繋がっていくから、町道認定としては住民のためにも当然 利便性が図れるというね。今回のこのちょうど2点が同じような、別の 要素で認定出しておられるんですがね。

以前にね、町道認定された時に、何かしら角みたいに1本出たりとかあるんですよ。その先には昔から道路の計画があったんですけど、もう何十年、2、30年前になるんかな、もっとなるんかわかりませんけどね。計画あったけど、それがしてない。だけど今回、その南側の道路を町道認定できる条件が揃ったので、認定して舗装も全部しましたと。そ

して一部、そちら向いて道路広げていこうと地元でもあったんですが、なかなかできなかったということで置いてあったと思うんですが、そういうところも、せっかく1筆だけ道路向かっていくのにやってて、その先のほうは全然話をしておられないというか、交渉しておられないと思いますので、ぜひともそういうところも整理してね、道路拡幅のことをこちらからも申し入れしてもらったらいいんじゃないかなと、そのように思うんですがね。それら、道路網の整備、町道の整備ということについて、どのようなあれを、地元から要望がなかったらもうしないということなのか、また、その用地の話については、もう地元で全部してもらって、それでこちらで取り組むことが、全く受身的なことでしか進んでいかないのか。以前には町道整備5カ年計画という、ずっとやってきたけど、いろいろな事情で最近はそういうのを計画立ててないということもありますので、なかなかそういう道路の整備ができてこないと思います。それらについて、このままの状態では、やはり道路の整備がうまくいかないのじゃないかなと、私は懸念してますので、どうなんですか。

委員長

藤川都市建設部長。

都市建設部長

ただいま委員さんのほうからご指摘いただきましたような事例が、斑鳩町のどの部分でどれだけあるのかというのを、ちょっと今現在把握できていない状況でございますが、今回認定に出させていただきましたように、開発であったり、そういった町道認定をしていこうとした先に、そういう未認定の部分があったり、拡幅といいますか、底地の整理ができてない部分であったり、そういう道路がありますと、その時にはあわせてやっていくということにはなってこようかと思うんですけれども、ただ、計画的にそれを進めていくということには、ちょっと今現在ではですね、なりえない状況であると思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

小野委員

今、私が話することは、また委員会でなくて、また担当のほうで説明 させてもらって、これを進めてもらいたいということは、そこで説明さ せてもらいますので、もう結構です。

委員長

木田委員。

木田委員

先月のね、8月の10日なんですねんけど。これ、町道認定に関する ことなんですねんけども。町道134号線の高安神社付近の何について ですね、高安の松本さんから、町のほうも何してはると思うねんけども、 それの認定は昭和58年になされておるということらしいんですねんけ ども。2年ほど前かな、川端課長はもうその話はついたというような返 答をいただいたと思っていますねんけども、なんか、松本さんいわくで んな、元職員に27平米を取り込まれて、そこにブロック塀をされてと かいうふうな。わしかてそれ、その人から直接そういう話を聞いただけ で、実際にどういうことになっているのか、昭和58年のことやから全 くわからへんねんけども。話をだいたいついたとかいうのが、なんか平 成23年になんかこう皆さんが立ち会われて話がついたというような、 なんかそういうことも言われててんけども。とにかく、なんか元職員に なんか取られた取られたいうふうなことを言うてこられるからね。そん なあほなことできへんのちゃうかということで。やっぱり町道認定する 場合にはそういう、前からも言われておるように、登記まできちっとし てでんな、そして町道認定してもらいたいなと思うねんけど。この2点 については別にそれは結構なんですねんけど、その町道134号線につ いてですよ、もうそれ話、解決してるのかどうか。そないして言うてこ られるということは、わしかて、それでもう、課長言うてはったように、 もう解決したのと違うかなということで、前に話させてもうててんけど、 いや、そんなんと違うねんというような話やからね。だからそれにはな んかこう町も立ち会うて、そして権利者も立ち会うて、そして警察も立 ち会うてとかいういうような話してはるからね。それで話ついてあるは ずやのに、なんでそんなことまた出てくるのかなというふうに思います ねんけど、その点について、どないなってるのか、ちゃんとした何なか ったら、わしかてそんな話には入られへんしね。だから、もう民々の話 やったらそこらで話つけてもらわなあかんなと思うねんけど、どういう

ふうな状態になっているのかね、片一方の話だけしか聞いてないから、 向こうから言うてこられただけの話しか聞いてないから、その辺につい て町はどういうふうに、実際にもう登記もちゃんとなされておるのかど うかについてですね、お聞かせ願いたいと思いますねんけどね。

(「議案と別やから、その他でしてまいよ。」と呼ぶ者あり)

木田委員だからそれしようかなと思ったけどな、そやけど。

(「この認定2号と全然関係ないから、その他でしてまい。」と 呼ぶ者あり)

木田委員 だからそのほうがええのかどっちか。まあ、認定やからということで ね。

委員長 そしたら、その他のほうで、後でまた答弁をいただくということで、 よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 他にございませんでしょうか。

(なし)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり認定 することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、認定第2号については、当委員会とし

て満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査であります都市基盤整備事業に関することについてを議題といたします。

初めに、①公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

# 下水道課長

それでは、公共下水道事業に関することについて、ご報告させていた だきます。

最初に、下水道工事進捗状況についてでございますが、事前委員会で報告いたしました内容と特段変わりはなく、工事を進めているところでございます。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。

資料1をご覧ください。

平成25年8月末の状況でございます。

8月の事前委員会で報告いたしました状況から13件の接続申請をいただき、平成25年度に入りまして96件となり、申請総数が2,81 1件、利用世帯総数が3,197世帯となりました。

接続率は、事前委員会より0.3%増え、65.1%でございます。

なお、融資あっせん利用数及び浄化槽雨水貯留施設への転用申請につきましては、事前委員会で報告いたしました件数から変わりはございません。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

#### 委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんでしょうか。

(なし)

#### 委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報

告を求めます。 井上都市整備課長。

# 都市整備課長

それでは、②の都市計画道路の整備促進に関することにつきまして報告をさせていただきます。

まず、いかるがパークウェイについてでありますが、工事の関係では、 岩瀬橋西詰め交差点において、工事実施に伴う迂回路の確保をしながら、 交差点付近において必要な擁壁や、排水構造物等の設置工事が実施され ているところでございます。

次に、岩瀬橋西詰めから三室交差点までの道路計画等について、地元との調整の状況でございますけれども、この9月11日に紅葉ヶ丘自治会関係役員の方々に奈良国道から道路構造に関する説明がなされ、地元との協議につき進められているという状況でございます。

また、岩瀬橋西詰め付近から三室交差点までの間では、今年度から計画的に用地取得を進めていく準備作業が進められているというところですけれども、一部の地権者から早期に用地の買取り請求の申出がありましたことから、その対応といたしまして関係する2件の方につきまして、用地取得に必要な建物等の物件補償調査を奈良国道のほうで実施されたところでございます。

続きまして、法隆寺線整備事業でございますけれども、国道25号取り付け部分において残っております1件の関係につきましては、前回の委員会以降特に主だった進展はございません。

以上、②の都市計画道路の整備促進に関することについてのご説明と させていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

パークウェイの今報告いただいた岩瀬橋西から三室交差点までの整備の話ですけども、あと残っている用地というのは何件あるんでしょうか。

都市整備

課長

今の計画の中で、残っている用地といいますか、26件ございます。 筆数にして38筆ございます。

#### 木澤委員

今、一部の方からは早期に買い取ってほしいという声がありましたけども、その他の地権者の方との交渉とか合意っていうのはどういうふうになっている状況ですか。

### 都市整備課長

今後、この用地買収に向けてはですね、用地の、土地の境界の立会いをさせていただきまして、用地測量していくと。そのあと、各地権者の物件の調査をさせていただくというのが、一応、今年度の全体の予定だということで、奈良国道のほうから把握しているところでございます。

### 木澤委員

そうすると、今から測量等して、用地交渉をしていくということで理 解していいですかね。

# 都市整備課長

地権者との合意の状況というところだと思いますけども、以前に地権 者全員の方を回らせていただきまして、このパークウェイ事業を進めて いく用地の協力についてお願いをしているところ、ご理解をいただいて いるという状況です。

### 木澤委員

そうしたら状況としては、そういう状況だということで認識しておきます。

あとですね、岩瀬端西交差点のところ、今、ご説明いただいたように、 迂回路等をフェンスでこう仕切ってですね、道路の整備されているんで すけども、以前からあそこ非常に危険だなというふうに思ってまして、 この間、担当課のほうにもそういう状況をお伝えしていたんですが、少 し前までは、私、だいたい朝の5時40分ぐらいですかね、あそこ通る んですけども、ガードマンが配置されていたと思うんですけども、昨日、 今日ですかね、通った時にガードマンがいなかったと思うんです。何か ガードマン配置等について変更とかってされているんですかね。

# 都市整備課長

ご指摘いただいています、そのガードマンが配置されておりました時期につきましては、信号機の切り替えがまだ行われてなかった状況で、

交差点の安全の確保という意味で、ガードマンを夜間も含めて、早朝もつけていたということでございます。

木澤委員

そしたら信号の切り替えが終わったので、ガードマンの配置はなくしたということですが、地元のほうからガードマンの配置については、要望は特にないんですかね。

都市整備課長

今のところ、ガードマンの配置、工事の際以外の配置についての要望 はございません。

木澤委員

そうした点については、密に地元と調整していただいて、地元から要望があった際には応えていっていただくようにお願いをしておきます。

委員長

よろしいですか。 小野委員。

小野委員

同じことなのかなと思いますねんけど。先日の決算審査委員会で、何か切り替えとかのことでの、ガードマンの、どう言うんですか、ガードマンのそのやり方に対して、いろいろちょっと、好ましくないような感じがあったというようなことをちらっと、同僚委員も言うたと思いますが、まあ、一定の答弁をしておられたと思うんですけどね。国交省の発注でもありますし、だけど、地元の議会でもそういうことで、ガードマンへの指導を強めてくれというような要望があったと思うんですがね、そのことについて、担当課というんですかね、それはどのように申し入れされるのか、どういうような善後策をとられるのかお伺いしたいなと思うんですけども。

都市整備課長

議会並びに住民の方々から、そういったガードマンの対応についての ご指摘をいただいているところにつきましては、業者並びに奈良国道に 対しましても、こういった対応の状況であるということも報告いたしま して、それらを改善していただくよう申し入れを行っているところでご ざいます。

#### 小野委員

それは口頭で、その担当者のところへ行って話しておられるのか。やはり議会からでもそういう話があるということですので、文書でもってそういう指摘をされているのか。それはどうなのかな。

# 都市整備課長

文書でということでございますけども、口頭で指導させていただいて いるということでございます。

#### 小野委員

あまり文書でいう大げさなことでもないとは思うんですがね。そしたらそれの改善策としてね、どのようなことを担当者、国交省のほうの担当者、また、その業者ですかね、受注している業者は、どのようなことを改善策としてされているのか。その後のフォローっていうんですか、それはされているんですか。

# 都市整備課長

一応、指導させていただきました後におきましては、我々担当職員のほうも現地のほうを確認作業もさせていただきましてですね、その後の状況等も確認、要はどうかというところの辺も確認もさせていただいているところでございまして、奈良国道のほう、並びに業者のほうも徹底した指導を行っているというふうには、我々は聞いているところでございます。

#### 小野委員

そうしたらね、最近特に道路面での工事もいろいろあります。下水も 含め建設課の道路もありますけどね、斑鳩町のそういう事業部というん ですかね、ガードマンを雇用してというのか、安全対策費として組んで あって、入札により、施工を進める時に、そのガードマンの対応につい てはどのように業者はしなければいけないのか、そういうことを話して おられるのか。また、以前から私も何回も下水工事が始まった時分から も、自分自身も建設の現場監督の経験もありますのでね、いろいろなガ ードマンの対応についてね、いろいろ提案もさせてもらっていると思い ます。そういうようなことをきちっとやっているように思いますが、こ ういうトラブルというんですかね、苦情が来るということは、私は、そ の業者、こちらから発注している業者の現場としての対応の仕方にやは り甘さがあるんじゃないかなと思うんですが、その点、どういうふうに 考えていますか。

委員長

藤川都市建設部長。

都市建設 部長

ただいまご指摘いただいておりますように、工事現場が始まりますと、ガードマンにつきましては、請負業者と、斑鳩町の発注工事でございましたら斑鳩町の担当の現場監督がですね、詳細につきまして協議をしておるわけですけれども、一定の当然、教育、これにつきましては、請負業者にも十分に徹底するようにという指示もしながらきておるわけですが、どうしても工事中、幾度かの苦情等があるのは確かに事実でございます。当然、その苦情につきましては、早急に改善するようにということで再度申し入れをして、できるだけ2度と同じようなことを繰り返さないようにといった対応を取っていくと、こういう状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

小野委員

そういうように業者に申し入れているということなんですがね、施工計画の中にね、やはり、朝礼で、ガードマンも含めて、それから下請け業者も含めて、やはりそれらその日の工事過程、それらを皆周知させる必要が現場代理人には私はあると思うんです。それで、そのことをやはり施工する前にミーティングっていうんですかね、ガードマンも含めて当然する必要があると。でないとね、例えばね、これは町の発注やなかったから、私らのガス工事を言いやすいから言いますねんけどね。こちらから発注しているのだったら町会議員として私は言いにくいのでね。大阪ガスに申し訳ないけど、大阪ガスが入れている時に、ガードマンは確かに配置しているんですよ。それで、迂回させるというか、どこへ迂回させてどうすれば車がうまく出て行けるかということを認識していないガードマンを配置しているだけなんですよ。だから、こっち行ってもらったらよろしいですよ。そっちでまた口開いているんですよ。カッターをやっているとかね。私は大阪ガスの現場代理人というか責任者に携

帯電話繋がってますから、すぐに善処せいということを言いますけどね、 住民の方は右往左往するんですよ。だから、そういうことがあったらい けないので、私はもうそういう、ガードマンを何名配置せなあかんとか そういうことではなくて、ものすごい生きにいくようなガードをしても らいたい。

それと、いまだ、まだですよ、工事現場をガードしているというんですか、表現は、そういうものが多いように思います。だから、そういうガードマンは通行人、住民をガードするんだという、その認識をしっかりと植えつけられるようなガードマンの、これは会社に対してもそういう注文をつけてもらいたい。そういうことをお願いしておきます。結構です。

委員長

ほかにございませんか。木田委員。

木田委員

法隆寺線のところで、店舗用のめがね屋さんが撤退しはったんか店じ まいしはったんかなんか知らんけど、もう片付けておられますねんけど も、町は地権者とそして管理会社とを相手に話をしておられて、いまだ、 前回の委員会から進展もなしということなんですねんけども、店舗のた めの駐車場の代替地をほしいというふうな話を、もう今までからずっと してこられてますねんけども、あれが、どのような店舗が今度来られる のかわかりませんねんけども、できたら早いことやっぱりそんな話をし ていただいてですよ、代替地の駐車場を出すなりして、やっぱりそれを ちゃんとした道路に活用できるように話してもらいたいと思うねんけど も、その話の相手さんというのは、それ何か月に1遍とか、そういうこ とでなかったら会われへんのかなというふうに思いますねんけどね。そ ういうなんも今現在、あないして片付けはったら、さっそくやっぱり話 も持っていきやすいのと違うかなと。やっぱりその店舗、どっちみちあ の状態やったら店舗また入ってきはると思いますねんけど、それによっ ては駐車場も、やっぱりどれだけの駐車場必要なるのか知らんけど、そ れによってまた変わってくると思うからね。やっぱり時間を開けずに交 渉してもらいたいなと思いますねんけど。前回からそないして変化なし

ということを言うておられますねんけども、これから、この年内ちゅうんですか、それにかけてですね、どのような何で話し合おうと思っておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

委員長

井上都市整備課長。

都市整備課長

これからどのような話をしていくかというところのご質問だと思うんですけども、今現在、駐車場関係、相手さんから施設の配置計画等渡されておりましてですね、そういったところに対してまして、どれだけの面積が必要なのかというところらへんの作業等をやっている段階でございましてですね、そういったところを詰めながらですね、今後具体的な話を進めていかなければならないということでございますんで、その辺ご理解をいただきたいと思います。

木田委員

そしたらね、やっぱりどういう状態になっているか、そしてどこを駐車場として要求されておられるのかということをでんな、やっぱりこの委員会にちゃんと出して、そういうことを報告するのがこの委員会と違いますんかな。なんかもう、どこを代替地に出すとか、どんな感じになっているのか、それが全くわからへんですやんか。だから、駐車場をどうするのかとかいうのを、それ、決まってからでしか出されへんのですかな。

委員長

池田副町長。

副町長

委員会のほうには、もう相当以前になりますけども、公民館の用地、 あの建物の西側で駐車場用地として代替地で出すという報告はさせてい ただいております。それで、それについて今交渉していると。それで、 それはもうこちらの土地の交渉です。また、相手方はね、あの店舗出ら れたんは、土地の所有者はもう協力する意志があると。それであそこに 入っておられたテナントの方は絶対あかんと。絶対あかんかったら俺の 土地やからもう出て行ってくれと、けんか別れしはりましたんやんか。 土地所有者は町のために協力すると。相手は絶対いらんと。そしたらも う出て行ってくれと。こういうことで出て行かれましたので、自主的に 出て行かれたというのは、そういう経過があるんですわ。それで、相手 についても町のほうに協力しようという意思は持っていただいておりま す。それについて、当然、駐車場変わりますと入り口も変わってまいり ます。それで、あの建物を一部改造する必要がありますんで、その改造 について、元の建築業者に設計をしていただいておられると、こういう 状況であります。それで、今、相手方につきましても、もしあれが町に 協力して道路工事が始まりますと、またその店舗が入ってあの前で道路 工事が始まったら、そんな店流行るわけないですんで、またどこか営業 補償しやんなあきませんので、今は店舗は募集されておりません。また、 今、2階、3階賃貸になっておりますけども、空家になっておりますけ ども、以前はその空家について募集かけておられましたけども、今は募 集を止めてもらっています。といいますのは、あそこへ入ってくるわ、 また今言いましたように階段の工事とかしますんで、その時に仮に住居 を確保する必要がありますんで、仮住居を確保する住宅が増えますので、 また経費が嵩みますんで、それも止めていただいておると。そういう状 況で今、交渉しておりますんで、もうしばらくお待ちをいただきたいと 思っております。

木田委員 だからね、やっぱり前へ進んでんねやったらね、進んでいるような報 告をでんな、やっぱりしてもらいたいなというふうに思いますねんけど な。そんなん、これ委員会でも、前回と全く話は進んでおりませんとい うような、そんなことだけ言われたらでっせ、そんなんやったらなんか こう、どっかで滞っているのかなっちゅうふうに、こちらはそういうふ うに受け止めるからね。そないして一生懸命努力してくれてはるのやっ たら、それはそれで結構なんですねんけど。

委員長 小城町長。

町 長 今、池田副町長が申しあげましたように、努力をした中で、もう前回 の委員会から今の委員会に報告することはないということで、前回の委 員会にもうその旨はすべて申しあげておりますので。

ただ、これからの交渉経過も今現在進めている、その中でもやっぱり今、あそこ、地籍の関係等についてですね、公嘱に発注をしてですよ、現在提供されています施設の廃止計画案に基づいてですね、代替地として提供する範囲の関係等についてはですね、今、範囲の確定を、面積の確定を行うために、委嘱している奈良県公共嘱託土地家屋調査士協会に今現在進めているという状況でございます。

#### 木田委員

そしたらでんな、その何は進めてもらっておるということで結構なんですねけど。

そしたら25号線を右折とか左折するとかいうふうな感じには、もうあれはならへんですねんな。もうあそこから、向こうから、南から突き当たったら25号線のほうは、今の現在のあのような状況で右折レーンとか左折レーンとかそういうふうな拡幅とかいうことはもう考えておられないんかな。

#### 委員長

井上都市整備課長。

# 都市整備課長

現道25号の関係で、法隆寺線を取り付けることによりまして、当然、25号のほうの交通のほうの整理のほうのことも考えていかなければならないということで、奈良国道並びに警察とも協議をさせていただく中でですね、一応、東向きですね、東向きからの右折レーンを確保するという形で協議等は平行して進めさせていただいているところでございます。

#### 委員長

課長。今、この配置計画案は、相手さんとの協議の中で面積確定していかんといかんということの中でいろいろ作業をされていると思うんですけども、最終的に決まりましたら、向こうの案が確定時において、皆さんにやっぱり、口頭で今いろいろこう説明を受けてますけども、こういう形になるんやという最終案をですね、出せる範囲においてですね、

時期はちょっとわかりませんけども、提示していただいてね、こういう 形に話が進めている、終わったとか、そういうことをちょっと、その意 味においてそういった配置計画を出していただいて説明をいただければ わかりやすいかなと思います。

池田副町長。

副町長

当然ながら、話まとまってきましたら、今、木田委員さんのほうでありましたけども、あの取り付けの関係の図面もありますんで、それは当然委員会に出して説明しやんとご理解願えませんので、それは当然出させていただくと思います。

委員長

中川委員。

中川委員

相手さんからね、こういう形で代替用地をほしいということを、地権者の方の代理人通じて町のほうへ提出あったという説明受けてますよね、私ら。それでここまで返事ができないほど、なんか町の考えとかけ離れた要望でんのか。

副町長

あと、先ほど申しあげましたように、あと相手方がね、あの建築物を 改築する必要ありますやんか。その改築の今、設計やっておられるんで すわ。それをまだ相手が提示されてないですねん。いくらかかるいうの を。相手がね。階段を全部、昇り口変えてやります。それと、仮の住居 確保しやんなあきませんやんか、どこかのアパートへ。今入っている人、 どっかへ入ってもらわなあかんと、そのアパートも探しておられるんで すわ。それの補償の関係も積み上げておられますので、それがまだ提示 されておらないということで、それも提示されて、それでこちらの図面 もできたらもうすぐに交渉させていただきますので、もうちょっとお待 ちいただきたいと思います。

中川委員

いや、せやから相手さんが提出してはる代替用地としては、もうお互い合意できているという認識でええの。相手からこんだけほしいって言

うて提示あったって言うてたやん。

副町長

それにつきましては、今、図面書いてもうて、これだけ潰れ地あってこれだけ代替地で渡しますよと。これはもう面積出してますんで。それ、今、面積出してもうていただいておるところで、もうできあがりますんで。それで、あと、相手待ちです、ほとんど。その金額を待ってますんで、交渉の。あとは相手どれだけの補償を積み上げてこられるかということです。

委員長

暫時休憩いたします。

( 午前9時40分 休憩 )

( 午前9時44分 再開 )

委員長

再開いたします。

他にございませんでしょうか。

(なし)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長

それでは、③のJR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて報告させていただきます。駅北口からの南北の町道312号線、5号線でございますけれども、その整備の関係についてでございますけれども、前回の委員会で路線東側で残っている1件について契約を締結させていただいたことを報告させていただいたところでございますが、9月10日より物件の撤去作業に着手されたところでございます。今後、支障物件が撤去されましたら、町において暫定的にこの部分を整備し、当該部分、南側と同様に歩行者が通行できるよう開放をしていきたいというふうな

進め方をしていきたいと思っております。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 ございませんでしょうか。

(なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておき ます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 斑鳩町歴史的風致維持向上計画の策定について、理事者の報告を求めます。 清水観光産業課長。

観光産業 課長 それでは、報告事項1番、斑鳩町歴史的風致維持向上計画の策定についてのご説明をさせていただきます。

資料2-1の斑鳩町歴史的風致維持向上計画をご説明させていただきますが、まず、資料をご覧になる前に、この計画の策定に至った背景を説明させていただきます。

当町の観光形態は、長年の課題でもあります法隆寺を中心とした拠点 通過型観光が主流となっておりまして、近年の観光形態である豊富な地 域資源を生かしたまちそのものを観光の対象とした、散策・回遊・着地 型のまちあるき観光に移行できていないのが現状でございます。

観光客の方々に法隆寺だけではなく、世界遺産のある本町固有の歴史的な町並みや景色を楽しみながら歩いていただくことができるよう、残された歴史的価値のある建物の修復や空き家対策、そして公共施設の整備、歴史的街並みに調和した店舗展開などによる活力ある歴史的空間の整備を積極的に行うことで、その結果、昔の街道筋のように地域の方々にも賑わいと活気を取り戻していただき、良好な生活環境と活力ある地域のまちづくりにつなげていきたいと考えております。

当計画につきましては、地域における歴史的風致の維持及び向上に関

する法律、通称、歴史まちづくり法に基づく計画であり、歴史的資産を維持活用したまちづくりに携わるまちづくり行政と文化財行政が、地域の歴史的価値の高い建造物と祭礼・行事などの歴史と伝統を反映した 人々の活動が一体となった歴史的風致を後世に継承するまちづくりをすすめるための計画とされております。

また、当町には、世界遺産に登録された法隆寺地域の仏教建造物を初めとした多くの社寺などの歴史的、文化的資源があり、世界遺産のバッファゾーンとなる矢田丘陵の豊かな自然環境と平野部に広がる田園風景、さらにはそれらと一体となって斑鳩の里の景観を形成する地域の人々の営み、その拠点となる歴史的価値のある建造物や町並みなど多くの歴史的風致を形成する重要な要素がございます。

これまで法隆寺周辺を初めとする重要な地域においては、古都保存法や風致地区条例などの法や制度的な規制と地域の人々の努力によって、 良好な市街地環境や自然環境も維持されてきたところであります。

しかしながら、近年、少子高齢化や商業の集積地域の変化などにより、 法隆寺地区や龍田地区の旧街道筋の古くから栄えてきた商店街の衰退と ともに、歴史的な町並みやそれらを構成する歴史的な建物も、空き家の まま放置されているものが見受けられ、また、老朽化により取り壊しさ れ、周囲の町並みに不調和な建物に変わっているところもあることから、 これまで先人が守り続けてこられた斑鳩の歴史的風致が失われつつあり ます。

このような状況の中で、町といたしましては、斑鳩の里の歴史的風致の価値を再評価し、歴史的資産を維持活用した歴史まちづくりをすすめたいと考えております。

なお、本計画は、今申しあげましたように、歴史まちづくり法に基づく計画でありまして、国の中で文化庁、農林水産省、国土交通省の3省庁と協議をしながら策定しておりまして、計画の認定には主務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣の承認が必要となります。

認定後、本計画に位置付けられている事業につきましては、国の様々な補助金が活用できることとなります。

それでは、表紙をめくっていただきまして、目次をご覧ください。

目次にありますように、序章から第7章までの8つの章及び資料編で 構成されております。

では、各章ごとに説明させていただきます。

まず、1ページからの、序章 計画策定にあたってでございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。

ここでは、当計画の位置付けについて記載をしております。当計画は 第4次斑鳩町総合計画を初め、斑鳩町都市計画マスタープランや斑鳩町 景観計画との整合を図るとともに、都市計画行政およびその他関連する 施策・担当部署との連携・協働の下に、歴史的風致を維持向上させるた めに必要な取組み等を明らかにし、具体化につなぐ役割を担うものであ るとしております。

したがいまして、4ページの中段右側で枠で囲っております、歴史的 風致を構成する文化財等の歴史的建造物や地域の活動の主体となる地域 の住民の方々などを中心とした法定協議会であります斑鳩町歴史まちづ くり推進協議会において、本町固有の歴史的風致となる素材の発掘やそ の活用方法について議論いただいており、さらには、具体的な事業を実 施するために町組織全体で取り組みも必要となることから、左側の枠に 示しておりますように、庁内組織として斑鳩町歴史的風致維持向上計画 策定作業部会にて、事業への取り組みについても議論をしております。 そこで取りまとめをした計画案につきましては、これまで、文化庁、農 林水産省、国土交通省と9回の協議を重ね、さらには、斑鳩町都市計画 審議会、斑鳩町景観審議会、斑鳩町文化財保護審議会などからのご意見 を賜り、現時点で取りまとめをしたのが本日の資料でございます。

そして、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動を行う主体となる住民の皆様からのパブリックコメントにより、意見を賜ることとしておりまして、種々いただきました貴重な意見は計画に反映させていただき、歴史まちづくり推進協議会から当町に報告をしていただくことになっております。

その後、国に申請するにあたり、申請手続き等の調整協議を行いまして、認定をしていただくことになります。

続きまして、7ページからが、第1章 斑鳩町の歴史的風致形成の背

景でございます。8から15ページに、自然的環境、社会的環境に関するデータを示しています。そして、16ページから35ページでございますが、歴史的環境として、斑鳩町の古代から現代までの歴史を、各時代ごとに取りまとめております。

そして、36ページ、37ページには、斑鳩町ゆかりの人物を掲載しております。38ページからが、文化財の現状と特性であります。

本町の指定・登録文化財の状況表を示しておりまして、40ページからが、国指定文化財について、代表的な建造物や美術工芸品などを示しております。そして、48ページの中ほどから県指定文化財について、51ページからが町指定文化財を示しています。52、53ページでは、世界文化遺産に登録されている法隆寺地域の仏教建造物について紹介をしております。54から57ページには、指定文化財以外の文化財として、主な近代的和風建築を示しております。

58、59ページには、斑鳩町の祭り・行事一覧を示しております。 続きまして、61ページからが、第2章 斑鳩町の維持・向上すべき 歴史的風致です。

この章が、当計画の核となる部分であります。62ページの上段にあります「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」というのが歴史的風致と位置付けられており、これをそのまま維持するだけではなく、積極的にその良好な市街地の環境を向上させることを目的としまして、本町固有の歴史的風致を設定しております。

まず、62ページの中段以下に、合計7つの維持・向上すべき歴史的 風致を紹介しております。大きく、「受け継がれてきた仏教信仰」に関 連する歴史的風致と、2番目の「暮らしに息づく歴史と文化」に関連す る歴史的風致の2つに区分しております。

前者としては、西円堂の「鬼追式」、聖霊院の「お会式」、西室の「夏 安居」と「法隆寺夏季大学」の3つです。

後者としては、斑鳩神社の「秋祭り」、西里の愛宕講などの民間信仰、 龍田神社の「秋祭り」、吉田寺の「放生会」です。 そして、63ページから、今、申しあげた7つの個別の歴史的風致について、詳しく紹介しています。

最初に建物と行事の説明があり、最後に歴史的風致としての取りまとめを行う構成となっております。また、67ページの、枠で囲った岡本集落の法起寺のように、個々の歴史的風致に関連する情報については、コラムとして掲載しています。以下、同様の構成で、7つの歴史的風致について記述しております。

そして、ずっとめくっていただきまして、105ページからが、第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針でございます。

106、107ページに、歴史的風致の維持向上に関する課題を、(1)「人々の活動」(2)「歴史的建造物」(3)「歴史的町並み」(4)「観光・情報発信」(5)「住民の参加と協働」の5つの項目でまとめています。

そして、108から112ページには、本町の既存計画と本計画の関連する箇所を抽出しております。

そして、113ページからが、この計画の基本方針でありまして、歴史的風致維持向上の基本方針として、(1)伝統行事や民俗芸能などの継承、そして、次のページに(2)多様な歴史的建造物の把握と保存・活用、そして、文化財の息づく良好な市街地環境の保全・整備、(4)歴史的風致を生かした観光の振興、(5)住民の参加と協働による取組みとして、先の課題と対応する5つの項目でまとめております。

そして、116、117、次のページでございますが、歴史的風致維持向上に向けた連携と推進体制を示しています。計画の推進体制としましては、116ページの下の図3-2に示していますが、事業・活動の主体は文化財所有者、伝統行事等の担い手、関係団体や地域住民などでありまして、関係部門と連携・調整しながら推進してまいります。

続きまして、119ページからが、第4章 重点区域の位置及び区域です。

この計画では重点区域を定めることになっており、重要文化財建造物等のある区域で、施策を重点的かつ一体的に推進する区域を重点区域にすることとなっております。斑鳩町では、歴史的風致の核とも言える法

隆寺周辺地区を重点区域と定めることといたしました。

122ページには、歴史的風致の分布と重点区域の関係性がわかる図でありまして、123ページには、建造物や史跡の分布を示した図となっております。124ページには、重点区域の範囲を示しておりまして、125から136ページには、重点区域の歴史的風致の維持向上による効果及び重点区域における良好な景観の形成に関する関連施策について整理しております。

続きまして、137ページからが、第5章 文化財の保存・活用に関する事項です。138から142ページが、斑鳩町全体についての方針で、(1)文化財の保存・活用に関する方針、(2)文化財の修理に関する方針、(3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針、(4)文化財の周辺環境の保全に関する方針、(5)文化財の防災に関する方針、(6)文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針、(7)埋蔵文化財の取扱いに関する方針、(8)文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制と今後の方針、(9)文化財の保存・活用に関わる住民やNPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針を示しておりまして、143ページから146ページが重点区域に関する具体的な計画を示しております。

そして、149ページからが、第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項でございます。

150、151ページに、重点区域における歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方を示し、今後10年間において、当町固有の歴史まちづくりをすすめていくために、効果のある17の具体事業を列挙しており、大きく4つに分けております。

まず、歴史的建造物の保存・活用としまして、1. 歴史的風致形成建造物修理・修景事業、2. 歴史的建造物修景事業、3. 文化財防災啓発事業。次に、良好な市街地の環境や景観の保全・形成としまして、4. 道路美装化事業、5. 小広場整備事業、6. 空家再生促進事業です。次に、まちなかの回遊性の向上としまして、7. 電柱類景観改善事業、8. 案内板等整備事業、9. 夜間景観形成事業、10. ガイドツアー実施事業です。次に、その他としまして、歴史資源データベースの作成事業、1

2. 文化財展示・公開事業、13. こども歴史講座開催事業、14. 伝統行事支援事業、15. 町指定文化財候補調査事業、16. 国(県)指定文化財管理費補助金事業、最後に国重要文化財等保存整備費補助金事業です。

これらの事業は、町民と来訪者の交流環境の向上や歴史的風致を構成し、かつその保全に寄与するものと考えております。

次に、152ページにただいま申しあげました事業を計画している位置を示しており、153から169ページに、個別の17の事業内容を示しております。

続きまして、171ページからが、第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項です。重点区域内では、歴史的風致の維持及び向上のために、保存が必要な建造物を歴史的風致形成建造物として指定できることになっておりまして、斑鳩町では、173ページに示しております、井上家住宅、安田家住宅、辰巳家住宅の3件の建造物をその候補として考えています。

174、175ページには、これらの建物の価値が保存・継承される、 それぞれの建物の価値に基づいた維持・管理の指針を示しています。

最後に、177から189ページが、資料編です。文化財関連の一覧 を示しております。

以上で、資料2-1の説明を終わらせていただきます。

続きまして、2-2、斑鳩町歴史的風致維持向上計画等関係手続きスケジュールについて、ご説明をさせていただきます。

左の3つの項目をご覧いただきまして、上から順に、歴史的風致維持 向上計画、次に、都市計画(特別用途地区)、そして、街なみ環境修景 補助要綱となっております。

まず、歴史的風致維持向上計画についてでございますが、今、ご説明させていただきましたが、この計画を策定する上で、文化庁、農林水産省、国土交通省の3省庁と調整協議を続けてまいりました。8月22日に9回目を数え、最後の協議となりました。そして、8月26日に、3省庁協議を終えた旨を歴史まちづくり推進協議会に報告をいたしました。本日、9月13日に、近畿地方整備局と第6章に示しております事

業内容の協議を行いまして、10月3日から23日にパブリックコメントを行いまして、住民の皆さまからの貴重なご意見を賜ります。

そして、10月11、12日には、3省庁の担当者が、歴史的風致の 実態を確認するために現地調査を行います。今回は、斑鳩神社と龍田神 社の秋祭りを主に確認する予定であります。

そして、10月末には、パブリックコメントを反映させた計画書を取りまとめ、その結果を歴史まちづくり推進協議会、そして都市計画審議会及び景観審議会に報告をいたしまして、11月上旬に国への申請手続きを進め、12月末までに本申請する予定をしております。

なお、申請手続きを進めていく中で、11月の建設水道常任委員会にて、手続き等の進捗状況を報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

そして、来年の2月中には、国からの認定をいただき、4月以降に各種事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、都市計画(特別用途地区)でございますが、まず、その背景について説明させていただきます。

冒頭に報告させていただきましたが、今後、観光客の方などにまちあるきを楽しんでいただけるよう、歴史的風致を生かした店舗等の立地を誘導していきたいと考えております。ただ、現在、先導的モデル地区として検討を進めております法隆寺周辺につきましては、都市計画上、第1種低層住居専用地域という用途地域に指定されております。

店舗等の拠点施設の整備につきましては、第1種低層住居専用地域は良好な環境を保護することを目的とする住居系の用途地域でありますことから、新たな店舗等の建築を行っていこうとする場合、店舗に供する部分の床面積が住宅に供する部分の床面積の2分の1未満で、かつ50㎡以下であることなど、いわゆる兼用住宅である必要があり、居住を伴わない単独で店舗の立地が認められていないという制約がございます。

このため、現在の良好な住環境及び景観の保全を図りながら、まちあるきを楽しむことができるような店舗等の用途の建築物の立地を限定的に認めることができる特別用途地区という新たな都市計画の手法を用いて、実現を図っていくことを歴史まちづくり推進協議会にて、地元の意

向も確認しながら、検討してまいりました。

では、スケジュールをご覧ください。

先月で、都市計画案・条例素案の作成及び庁内整理を行ったところでありまして、今月から国及び県との調整・協議を進めていきたいと考えております。

なお、11月以降の都市計画決定手続きの流れに関しましては、国や県と協議の進捗状況により流動しますので、四角の枠の中で、今後の流れをお示しさせていただいておりますが、できる限り早期に都市計画決定手続きが完了するよう進めてまいりたいと考えております。

次に、街なみ環境修景補助要綱でございますが、歴史的街並みが色濃く残る法隆寺周辺では、今後、店舗展開を考えておられる方も含めた一般住宅などを対象に、歴史的街並みを維持、そして向上させるために、修景整備を主とした街なみ環境整備事業という国庫補助事業を適用するよう考えております。

街並み整備を中心としたまちづくりするにあたり、国だけに依存する わけではなく、町も助成を行い、官民一体となって、先人から受け継が れてきた歴史的街並みを価値ある遺産として引き継いでいきたいと考え ております。

こういったことから、町としましても、適正かつ効果的な助成を進めるため、要綱を設置する必要があると考えております。歴史まちづくり推進協議会と連携を図り、さらには、議会の皆さま方の温かいご審議をお願いしながら取りまとめを行いまして、来年4月、要綱の施行を進めていきたいと考えております。

以上で、報告事項1番目、斑鳩町歴史的風致維持向上計画の策定についての説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。

報告が終わりましたので、質疑、意見等があればお受けをいたします。 中川委員。

中川委員 54ページのね、表1-3で斑鳩町の主な近代和風建築一覧ってある

ねんけど、これは課長、亡くなられた人の名前もそのまま載ってあるねんけど、これはこんでええのかな。

### 観光産業 課長

これ、今説明させていただきましたが、これ、国との協議等の中で、 その都度都度、これが国との協議の中で意見をいただいて、それをこち らからもう一度取りまとめして持っていくという中で、国からのまあ指 導というか根拠としてしなさいよと、それで、よそ、今、全国38箇所、 奈良県で初めての計画でございますが、皆このような書き方をしており ます。まあ、そういうふうな指導ということで。

委員長

藤川都市建設部長。

# 都市建設部長

ちょっと補足させていただきますと、この表 1 - 3 に示しておりますように、出典が奈良県近代和風建築総合調査報告書ということになってございまして、今、委員ご指摘いただいておりますように、確かにお亡くなりになっている方もあるかもわかりませんが、この報告書からの引用ということでご理解願いたいと思います。

#### 中川委員

まあ、横に括弧書きで、奈良県近代和風建築総合調査報告書によるってなってますねんけどもね。一応これ、斑鳩町がこういう形で出すんであれば、家族の人もね、やっぱり名前見て嫌やなって思わはる家族もあるかもわからへんし、そこらやっぱり個人の、ご家族の人の思いも聞いてほしいなという気持ちはあるねんけど、どうですやろ。

# 都市建設部長

この報告書、計画ですね、の中に多数の個人名であったりですね、個人の物件等、表記しておりますので、ちょっと細部まで配慮できていない部分がありますが、今、ご指摘いただきました部分につきましてはですね、この所有者の方、一度当たらせていただきたいと思います。

#### 委員長

よろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。 小野委員。

#### 小野委員

ちょっと長々と説明を受けた間、私は興味があったので、龍田神社の 祭りのことを読んでたんですがね。95ページのね、写真の下、下から 4行目、宵宮の午後に龍田神社に集合すると。神事のあと、奈良街道の 御旅所を巡る渡御行列が行われる。宵宮にはね、御渡りはやっていない と思う。その同じことが本宮の時には、これはやっているんですよ。だ から、地元の太鼓台はその御渡りに対しての護衛という形で前後、その 神輿を出している。ちょっと確認してもうたほうがええと思うねん。宵 宮には御渡りというのはないように思うんやけどね。自由に回っている んですよ。その3基の。だから、もしあれやったら、そこらちょっとも う1回太鼓台の連中にも聞いてもらったり運行表見てもらったりね。御 渡りにというのはたぶん出てこないんじゃないかと思うわ。そのほうが、 あ、御渡り昔やってたんかなというような感じにされても困りますので。 ちょっと確認してもらえますか。

委員長

部長のほうから。 藤川都市建設部長。

都市建設 | 部長

ただいまご指摘いただきましたことにつきましては、確認をさせてい ただきたいと思います。

委員長

他にございませんか。 中川委員。

中川委員 今、ちょっと議長からひとことありましてんけどね。5ページの表0 -2、斑鳩町歴史的風致維持向上計画策定作業部会委員の役付けがね、 この当初進めた時はこうやったかわからへんけど、今の役職と全然違う んでね。何月何日現在とか入れてもらうとか、変更してもらったほうが ええと思うねんけど。

都市建設

その点につきましても配慮させていただきます。

部長

委員長 中川委員。 中川委員

ちょっとあまりにも細かい話で失礼なんですけど。164ページの斑鳩文化財センターの写真が、これ実際の写真でんねんな。なんかイラストみたいな、写真みたいな。もうちょっとすかっとした。

都市建設部長

今ご指摘いただきました写真を含めまして、写真全体につきましても、 綺麗なものにできるようにさせていただきます。

委員長

他にございませんでしょうか。 木澤委員。

木澤委員

今年度でかけて、協議して、来年度の4月ですね、計画完成させていくということですけども、これ、進捗の管理なんかをしていく実施計画等についても策定というのは検討されているんですか。

都市建設部長

各事業につきましては、これからどうやって進めていくかというところを調整をしてまいります。その中で必要に応じて、今、ご指摘いただいたような進捗管理ですね、含めて考えてはいきたいと思いますが、今の段階で実施計画を策定していくという予定は、今、しておりません。

木澤委員

進捗管理等については、担当課のほうにお任せをしたいと思いますけど、いろいろなボリュームがあって、項目も非常に多いので、どれぐらいの、1つ1つの事業がどれぐらいの予算がかかるのかなとか、町全体の予算との関係の中で、どうなっていくのかなというのも、以前に斑鳩町の観光の関係の計画が、道路整備の関係の大きな計画も作っていただいてますけども、ちょっとこちらのほうも進捗について把握しかねるところがありましたんで、最終的にはお任せしますけども、また、できる限りそういうのもわかりやすいような形でお願いしたいと思います。

委員長

他にございませんでしょうか。

( な し)

委員長

今、委員さんのほうから、190ページにわたっていろいろと。今初めて見られる方も多いようですので、気づいた点、また写真等、中身の、歴史の前後、いろいろありますけども、もう1回、今までチェックされていると思うんですけども、再度見直しをしていただいてですね、やっぱりその辺を修正、あれば、ちょっとお願いしたいと思います。また、委員さんにおかれましては、その後見ていただいてですね、また気づいた点がありましたら、所管のところへまた言っていただきたいと思います。

他にございませんでしょうか。

(なし)

委員長

他に、理事者側から何か報告をしておくことはありませんでしょうか。 井上都市整備課長。

都市整備 課長

「チャレンジ!!斑鳩の里巡りスタンプラリー」の実施についてということでちょっと報告をさせていただきたいと思うんですけれども、世界文化遺産に登録の20周年記念事業として、当初計画しておりました「コスモスウォーク&空からの世界文化遺産展」に替わる事業といたしまして、「チャレンジ!!斑鳩の里巡りスタンプラリー」を実施したいというふうに考えておりまして、斑鳩の里には、世界文化遺産に登録された法隆寺・法起寺の歴史的建造物が存在していますが、その周辺にもたくさんの名所、すばらしい景観スポットがありますので、多くの方々にこれらを巡ってもらい、新たな斑鳩の里のすばらしさを発見していただくことを目的として実施してまいりたいというふうに考えております。

当スタンプラリーでは、町内を回遊していただきながら、寺や神社、 景観スポット等、町内20箇所のスタンプ設置場所を巡っていただきま す。

実施時期につきましては、11月1日から30日までの1か月間とい

うことで考えさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、「チャレンジ!!斑鳩の里巡りスタン プラリー」の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

これにつきまして、何かありませんか。ないですか。

(なし)

委員長

以上、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑・ご意見等があれば、お 受けをいたします。 木田委員。

木田委員

先ほどの何ですねんけど、その当時のですね、昭和58年か、知る、<br/> 議会とか、そしてまた町行政いうのを知る人としては、町長しかおらん のかなと、私はそういうふうに思ってますねんけど。当時は今みたいに、 この町道認定でも、どの路線と、路線はわかっているけど、どの地域と か、あんまり詳しいことは出てなかったと、地図とかは付いてなかった と思いますねんけども。その当時を知る町長としてはですね、どういう ふうな何で、その当時は町道認定されたんかですな、それ、どういうふ うになってたか、記憶あったら教えてほしいと思いますねんけど。

委員長

川端建設課長。

建設課長 木田委員がおっしゃっておられます、高安の神社の西側と個人宅、神 社へ入っていく道ですね、そこの道のことだと思います。これは確かに 58年当時、町道認定しています。この時は数十本という形でやってお る状況です。これの前の道路につきましては、もともとここは里道があ って、部分的に里道が広がって、神社のほうへ入っていった道だったと いうことです。これは自治会等とも話させてもらって、そういうことに なってます。そこで、その神社側のほう、現在竹やぶになってますねん けど、その方の所有者、一人、松本さんっておってはりましてんけど、

ここは何人かおられますねんけど、その方から現在、道路は私の土地が 入っているということで、自治会等に申し出があって、そして自治会等 から相談あって、そうおっしゃるならば、立会いとかそういう、自治会 と、本人がどうおっしゃっているのかということで立会いをされたとい う経緯があります。そこにも町にも一緒に立ち会ってもらいましてんけ ど、その時は里道の位置とか、そういう境界関係は一切決まらなかった というので、もの別れに終わっているという状況です。この近辺につき ましては、取り込んだ、取り込んでないの話はあると思いますねんけど、 もともとは地元自治会等が周辺の方と協力を要請して道を整備された と。今現在は舗装とL型側溝でちゃんと整備されてますねんけど、それ は、その整備につきましては、その時の自治会、それからその時の地権 者等が了解を得て整備されております。それで、地元の道路の中に里道 が含まれているものというふうに理解されておられますねんけど、その 当事者、申立者と立会いしたところ、その意見は全く通らず、全て取り 込んでいるというように意見が主張されて、地元の意見も、自治会の意 見も、ましてや町の意見も全然聞き入れられないという状況で、今現在 終わっているという状況です。

木田委員|

そういう状況の中でですね、それ解決しようと思ったら、もう今現在 そういう道路形態として使われておるということで、もうそのまま放置 しておいてええのかな、それ。

建設課長

現在、道路としては、町道認定をうっておりますんで、この道路としての形態、管理関係は保たれると思います。しかし、一般的に未登記道路とか、いろいろうち整備している中で、これ現在、中には未登記があることは十分考えられますんで、この周辺の方全部と協議をしまして、きっちりとした図面を作って整備をしていくことが一等いい方法だと思いますねんけど、今現在、事前の立会い等をしたときに、全然まとまりませんので、地元もこれはちょっと様子をみていこうという状況に終わっているところです。

### 木田委員

だからね、そういうふうな何で、まとまらへんことをでんな、議会に 持ってこられるということ自体がちょっとおかしいのと違うかなと。や っぱり個人的な何やからね。個人の所有物に対して、取られた取ったと いうようなことは、やっぱりこれは民間の、民々の話と違うかなと思う ねんけど。それも町によって、その当時はなんか町の職員やったとか言 うて、もう名前まで言うてはるねんけどね。その何に取り込まれたとい うようなことを言われたらでんな、町にそういう人がおったというよう な感じになったら、やっぱり町の職員はちゃんとしてるのに、それがお かしいなというふうに思うねんけど、それの何はやっぱりもうこのまま 放っておいてでんな、ええのかどうかですやん。やっぱりそら、いつま でもやっぱりそれを引きずっていくのも何やし、なんかこう解決方法あ ったらでんな、やっぱりそら何してあげたらもうそれですっきりするの と違うかなと思うけど。もうこれで2回目ですやんか。やっぱりそない して来て。

委員長

小城町長。

町 長

木田委員さんおっしゃるように、それは町としてもそういう努力はし ますけども、やっぱり皆さん方、もの別れに終わるということは、なか なかやっぱり言いにくいこともあるだろうし、やっぱりそれは地元でま とめていただかんとこれはなかなかいきませんし。うちは放っているわ けではないですから。努力はしているわけですから。役場におった職員 とかそんなことよりも、やっぱりそういう皆さん方が、その当事者おら れるんですから、そういうことをちゃんとまとめていかなかったら、そ ういうことが他へ伝わっていったら、またこれ、何、こんなこと言うた と、こうなりますから。できるだけ地元で円満にですね、解決いただく と。それは町としても担当課等は努力をしながら、我々としても努力を しながら、早く町道としての未登記の関係等について、やっぱりやって いきたいと思っております。

木田委員 もうそれもね、やっぱり2年ほど前やったかな、なにかこう、川端課

長がもうそれ話ついたと言わはったんか、治まってますと言わはったん か、なんしかもうその件については一件落着したような返事もろたとい うふうに思いますねんわ。だからその件についてでんな、まだ未だにそ んなことくすぶっているのかなというふうに思って、やっぱりそれやっ たらできるだけ早いこと、そういうことは解決するのが仕事ではないん かなというふうに思うねんけどでんな、やっぱりそれは相手のあること やから、だから、今、町長も言わはったように、地元でまとめてもらっ たらええねんけど、今、もう、地元でまとめる人がおらへんように、私 はそういうふうに思うからね。だからそれやったらもういつまでたって も、そういうことをうちに言うてこられても、そんなん、その当時のこ とも知らんし、やっぱりこんなん、またこれどんな話になったんかもわ からへんしね、その当時の何も、今現在23年か、平成23年になんか 立ち会って話したとかいうても言ってはるからね。その状況わからへん から、やっぱりその辺のところもちゃんとした何をでんな、やっぱりで きたら早急にっちゅうんか、できるだけ話し合いしてもうて解決するよ うにもっていってもらいたいなというふうに思いますので、よろしくお 願いしておきます。

委員長

他にその他について。 木田委員。

木田委員

それともう1点。前からも言うておるように、龍田神社前の中古車屋のミラクルですか、あれはまだちょっと話もできへんねんとかいうふうな何も聞いてますねんけど、その前のたい焼き屋さん、今、もうなんか店閉めたような状態になってますわな。だから、あれがどういうふうな状態、もう店舗やめてはるのか、やめはったんかでんな、暑いから売れへんから休止してはるのかでっせ、やっぱりそういうふうなこともちょっと調べてもろてでんな、もうミラクルのほうがあかなんだら、向こうの、西のほうがまあ入りやすいと。もうあれ1mも広がったらやっぱり観光バスも入りやすいということででっせ、そっちのほうにもまたどういう状況か調べてもうてでんな、話、できたら進めてもらいたいなというふうに思いますねんけど。現在のそういう状況とかわかりませんかな。

そのやめはったんか、やってはるのか。

委員長

藤川都市建設部長。

都市建設 部長

今、ご指摘の箇所につきましてですね、私どもも具体的な情報を得て おりませんので、また調査をさせていただきたいと思います。

委員長

他にございませんでしょうか。 小野委員。

小野委員

決算審査では、一応その後のこと触れられたんですが、私はまあ、建 水のほうで聞かせてもらおうと思ってしていたんですが、町長も決算委 員会でどういうんかこのプレミアム商品券の取扱店の募集ということ で、これが各戸配布されてましたんで、きました。事前の委員会、一般 会計補正予算の中の項目として、商工費ですね、補正組んでおられます。 この議案自体は総務委員会に付託なってますので、この内容については やはり原課でいろいろ議論するのが妥当かなというふうに前々から思っ ていますが、なかなか議会の組織として一般会計の補正予算をどこへ付 託するかという、これはいろいろ今までから議論していた中身なんです がね。それで、建水のほうで付託された段階でもう1度聞かせてもらい たいと思います。事前の時に説明をいただいた時は、13社ですかね、 取扱店。その時に、課長も第2次の募集をかける予定があるということ でしたが、それ以後、どれぐらい増えてね、まあ、これの補助金を出す ということに対しての町の姿勢ということで、活性化を図るんだという ことで、400何件のうちに13件ということでは、ものすごい心もと ないなという感じもしてたんですがね。現在どれぐらいになっているの かと、それと、こういう募集については、これがそれ以後出されたもの なのか、そういうこともちょっとお伺いしたいなと思います。

委員長

小城町長。

町 長

現時点では66社がありまして、9月9日の説明会で9社が来てます

ので、今現在、そういう9社の中にはジョーシン電機とかあるいはイオ ンとか、あるいは万代とかございますから、それはその営業所が会社側 の決裁もらわないけませんから、今すぐ、はいわかりましたということ にはならないですから、今、手続きを追っておられまして、最終的には 70何社になると思っております。やっぱり今後、そういう努力をして いって、加盟店が、プレミアム商品券の取扱店が増えていくこと、そし てまたそういうことで商工会の活性化というものをやっぱり呼び起こし ていくということが一番大事だろうと。以前の辰巳代表監査委員が、こ のままでは商工会は潰れますとおっしゃったようにですね、私はやっぱ りその当時ですね、保険の関係で1億ぐらいですか、それが全部もう、 取り崩して取り崩していかれて、もう現実ではないという中で、やっぱ りあえて努力をしながら、我々もそういうことを申しあげながら。やっ ぱり商工会の活性化というのは、今このプレミアム商品券は天理市もや っておられてですね、新聞にも出てましたように、外装とかそういうも のについて非常に使われたから、今度はまた別の分野を考えていこうと いうようなことも発想されてますように、我々としてはできるだけ取扱 店が増えていくような関係について努力をして、そしてまたそういうふ うな多くの方がこのプレミアム商品券を買っていただいて、そしてまた 有効に使っていただくこということになったら、私はやっぱりこの商工 会の活性化になると思っております。

#### 小野委員

増えて、これは決算委員会でも町長答えてもらったし、万代とか大手のそういうところも参加の意向を示してくれているということなんですが。その点でね、事前のこの建設の委員会でも、そういう大手がなかったらおかしいんと違うかなとか、利用する店が少なかったらとか、利用するところがなかったらとか。これは利用者のほうですね。住民のほうですね。住民の購買のあれを増やす。だけど、そこへ増えていっても、肝心のといったらちょっと語弊ありますけどね、地域の商店街とかに、町長がおっしゃっている活性化の起爆剤になるだろうという期待を持っておられるけど、私はそちらのほうへ皆利用者は流れていくのかなと。そしたら果たしてどうなのかなという疑問は一つあるんですね。これは

答弁結構ですけど、実際どういう形がなるかということです。

それでね、その事前の時に、もうその時点でも、この、こういう取扱 店募集という形で、これ、取扱店募集説明会のご案内というのここに載 っておるんですね。これが9月9日だと。これらはもっと早い目にやっ て募集はこんだけという、そういう行動がなぜできなかったんかな。そ したらもうちょっと13社というようなね。私も意見として言いました が、理事の数より少ないんと違うかということも言うてます、その時ね。 その商工会全体としてのこういう事業をやろうという、それが見えてこ ないということも言いたいんですが、今回まあ、60何社にはなってき ているということで、それで、こういうことを少なくとも商工会員にど っとPRして、理事会はやっていって、それでこれぐらいの加盟店があ りますから活性化図っていきますのでということで、初めて補正予算と いうような形できてもらったらね、私らもある程度理解しやすかったの ですが。この前に、これは事前に報告ですから、上程された段階ではな いんですけど、そういう話をさせてもらって、私はもうはっきり言うて その時に、修正案の提出も検討しました。あんだけの人数でなぜ15万 という補助金を組まなければいけないのか、その根拠がわからないとい うことで、はっきりとそういう具合にして修正案のことも検討しました。 ただ、あの時の説明では、県連のほうからもそうして補助金がつくので というような、あまりにも町としては外からのことがあるからしますと いうようなニュアンスでお話されたのでね、これは困りますよと。商工 会の活性化を図るというのはどういうことやとか。これ提出議案説明の 中では町長きちっと言っておられたから、なるほどということが簡明に なりましたからね。

それでね、これがこだわっていかないと思うんですが、少しね、この 企画がね、私はいろいろな意味で疑問点があるんですね。この利用期間 がね、25年の10月25日から平成26年1月末となっている。期間 を過ぎますと商品券のご使用・換金はできなくなりますと。何か月です よね。これで活性化を図れるという。なぜこの利用期間がこれだけ短い というのかね。利用する者にとってみたら、これを、まあ言ったらいつ でも使えるような状態にしてもらうほうが利便性があるんですね。もう その1月末過ぎたら結局紙切れになってしまうんだと。これらはなんかその、この企画について何か聞いておられますか。なぜこないに短くしなければいけなかったのか。

委員長

小城町長。

町 長

短くするというよりも、10月25日から1月末日ということで、や っぱりお金が流動していって経済効果を発揮するという点では、奈良県 も商工会連合会も、今まさに県が、南和地域でああいう水害が起こりま して、旅館に対してですね、プレミアム商品券を1年、2年ほど続けま した。やっぱりこの、天理も今やっておられます。だからそういう形態 をこの1月末というのか、1つの基準というのはあると思います、何か 月ということも。そういうことでですね、当初は商工会も、商工祭りに 間に合うようにやっぱり申請をしたんですけども、それができなかって、 いろいろ手続き上でこういう形で遅れていったことも事実ですけども、 天理も今言ってますように、いろいろとそういうデータを取り寄せて、 今年はこういう形でその共通商品券をやっていくと。だからもう、期間 そのものは、皆さん方が持って、自分のところでプレミアム商品券を買 ってですね、そのまま置いておかれる方もありますから、できるだけや っぱり早くそういう換金をしていくということによって、お店屋さんが、 あるいは商売が流行っていくのではないかということでございますの で、その点、ご了解をいただきたいと思います。

小野委員

町長最後に言うてはりましたよね、できるだけ早く使ってもらうんやと。だけどね、この商品券を購入しようとしたところ、1月末までしか使われへんねやと。そしたらその商品券自体を購入するのを控えようと、私はするんじゃないかなと。だから、1月末までしか使われへん商品券いうたら、あとは紙切れになるねんから、やっぱりそんなん購入することないだろうという。だから、11月、12月、1月。3か月ちょっとなんですね。だから、その商品券を発売をされて以降、いつから発売か知らんけど、3か月ほどしかもたないものが、私は逆だと思うんです。

だから、何か他にあるんかなと思うねんけど、まあ、町長がそういう考え方やったらそれで、そういう考え方で結構だと思うけど。だからそこらもね、やはりもうちょっといろいろ出してもらいたいなと。

それとか、これは取扱店募集という形ですが、これをすることによってね、このプレミアム商品券がこうして便利ですよと、10%のプレミアがつきますよという、その宣伝にもなるんでね。それでまあ、これはあくまでも取扱店募集という形で申し込み用紙も後ろにある。だから、取扱店を募集しているということ、こんなん本来は一般家庭まで配る必要ないやつでね、取扱店だけの話。だから、商工会、私はもう退会しましたけどね、これは全部、各戸へ配布されたかなにかですね。これは、本来は出す。だけどそのことによって、こういうことを商工会も企画してます。町民の方もこのプレミアム商品券を利用してくださいよと、そういうPRを兼ねて印刷費もなんか使っているんやと思うけどね。だから、ここに利用期間が書かれてたら、まあ書かないかんけどね、これはどんなものやということ。利用者にとってみたら、えっていうように、私は思います。

それとね、ここにね、登録に際しての費用負担はありませんって書いてあって、詳しくは裏面をご覧下さい。登録に際しては確かに費用負担はないと思いますよ。この事業に対してはここに費用負担あるんですよね。商品券の換金時に2%差し引きいたします。これは例として、額面1万円の換金で200円の取扱店負担ですよ。負担があるんですよ。だからこれも書いておかなね、募集してんねんから、なんや違うやんかって言われても困るから書かなしゃあない。そしたらここになにも、こんなことわざわざ、登録に際しての費用負担はありませんっていってね、そんなん、どっかのちょっとややこしい業者みたいな感じのね、キャッチみたいにこんなん書く必要ないでしょ。だからこういうものが、商工会が企画したんだと思いますけどね。こういうものを出して、取扱店増やさないかん。こういう判断したんがいつなのか私は知りませんけどね、議会でもそういうように事前の、言われて、指導されたんかどうか知りませんけど、2回目の募集だというような話を、9月9日にもそういう説明会をしますということを、事前の委員会でも説明してはったからね。

なんか後手後手に回るし、中途半端な企画だと、私は言わざるを得ないですね。やはり町長が期待しているような活性化の取り組み、もう少し商工会に、やはりもっと。商工会の人間のほうが企業感覚あるはずなんです。こんなん言うてたら悪いけどね。もう少しね、まあ、監督官庁じゃないんですけど、担当のしている者、また、補助金を出していくにつけても、もう少し、もっと活発に、指図していろいろなことを言ってもらいたいなと、それだけをお願いしておきます。商工会のことやから何も向こうが言うてきたことだけを受けるんじゃなくて、活性化を図るという大前提があるんですから、もっと案を出してもらいたいなとか、もっとこういう具合にしていかなあかんのと違うかというね。元商工会の議員がうるさいでと、こういう具合に言うてくれても結構です。私らも青年部の副部長として、いろいろなことで活性化を図ってきた経験もありますから、もう少し商工会の、本質的に活性化を図る努力をしてもらうように、ちょっとお願いしておきます。

続けて言います。すみません。先ほどちょっと触れましたけどね、町道というか道路のね、以前は5カ年計画もあったので、それに向かってみるというような計画があったんですがね。それがなくしてしまってから、地域から要望書等が上がってきたことに対していろいろ検討を加えて、必要だということでやっていってもうていると思いますが、その要望書というものに対してね、議会じゃないけど、どれだけのものがあがっているのかなとか、ものすごく心配なんですね。その要望書があがってきたらなんとか検討するんだというんじゃなくて、やっぱり議会からもね、提案できるような形をとっていきたいなと思っているんですがね、その点どうなんでしょうね。

委員長

藤川都市建設部長。

都市建設 部長

道路の整備計画につきましては、5カ年計画事業といいますのは、委員ご指摘のように、一部路線、継続してやっている部分ございますが、 基本的には現在は5カ年計画としてはやってないと。幹線道路につきま しても、いかるがパークウェイとの接続を中心にということで、一定、 方向性を出していったわけですけれども、今現在、財政状況等もございまして、なかなか計画的に進んでいないというのが実態でございますが、あとは要望につきましては、各種いただいている部分もございまして、可能な範囲で対応はしていっているということでございます。これまでの状況等もございますので、要望内容につきましても、いただいた時点でですね、進められるかどうかも含めて検討した上で対応をさせていただいているという状況でございます。

#### 小野委員

今まあ私ね、なぜそのようなことを言い出したかといったら、やっぱり、要望は確かに町長のほうに出されているので、それで検討してもらったら結構です。住民にとってみたら、議会でそれらを検討していると、そうされるんですよね、実際やってくとしたら。だけど、全く、こんな要望が上がってますというようなことも、私らは、ちょっと報告で受けてないんで、受けてないというか、それら、まあないのか知らないけどね。もしそれがあったらやはりこの常任委員会でもちょっと報告してもらえたらね、またいろいろな相談できるんかなと、そのように思っているのでね。議員から通じて要望出しておられる場合もあるし、議員に相談しておられる場合もあると思うんですがね、地元からすっとこう要望書上がってて、その知り合いの議員がまったく知らないということもあったということがありますので、なるべく住民の要望というのは吸い上げてもらえるような体制を整えてもらいたいなと思いますんで、お願いします。

委員長

他にないですか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長

他にないようですので、継続審査についてお諮りをいたします。

お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定したい と思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

#### ( 異議なし )

#### 委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、 よろしくお取り計らいをお願いを申しあげます。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任い ただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

#### ( 異議なし )

#### 委員長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

次に、先進地視察についてでございますが、委員より、GISについて視察のご希望をお聞きしております。検討いたしましたところ、お手元に資料を配布させていただいておりますように、今回、富田林市を視察先に選ばせていただきました。

富田林市は、昨年も、効率的な汚水処理施設整備手法について視察を 実施させていただいたところでございますが、今回もまた、下水道台帳 とGISの取り組みについて、視察したいと考えております。

視察日は、10月の29日、火曜日に実施したいと考えております。 ただいま申しあげましたように、閉会中における当委員会の所管事務 調査として、お手元に配布いたしております先進地視察計画書のとおり 実施したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

#### ( 異議なし )

#### 委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、先進地視察計画書につき、手続きをとってい ただきますよう、お取り計らいをお願いをいたします。 それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会といたします。 ご苦労さまでございました。

( 午前10時56分 閉会 )